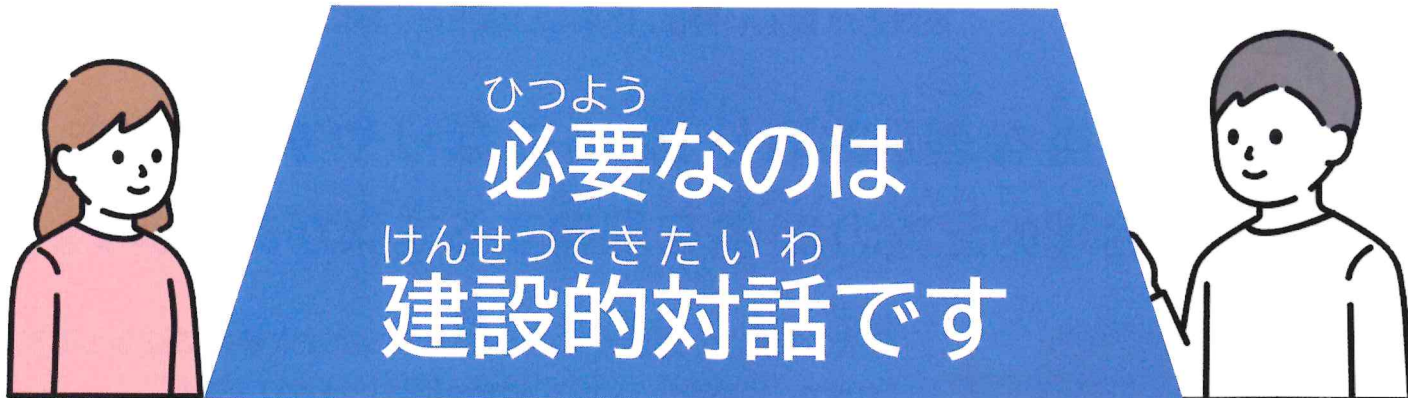


しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法



しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふとう さべつてきと あつか きんし
障害者差別解消法では、不当な差別的取り扱いを禁止し、
ごうりてきはいいりよ ていきよう ぎむ さだ
合理的配慮の提供を義務と定めています。

れいわ ねん がつ にち みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはいいりよ ていきよう ぎむ か
※令和6年4月1日より民間事業者でも合理的配慮の提供が義務化になりました。

くるま ちゃくせき
「車いすのまま着席したいです」



しゃかいてき ばりあ
社会的なバリアへの
いしひょうじ
意思表示

けんせつてきたいわ
建設的対話

しゃかいてき ばりあ
社会的なバリアを
と のぞ
取り除くために
ひつよう たいおう
必要な対応につい
て、事業者と障害
の ある人との 間
で 対話を重ね、共に
かいけつさく けんとう
解決策を検討する。

いす きやくかたづ くるまいす
椅子を1脚片付け、車椅子のまま
ちゃくせき ぐうかん かくほ
着席できる空間を確保した。



ごうりてきはいいりよ ていきよう
合理的配慮の提供

しゃかいてき ばりあ しょうへき
※社会的なバリア(障壁)とは

しょうがいしゃじしん しょうがい しょうがいしゃ かつどう しゃかい さんか せいげん しゃかいてき かんきよう しょうへき
障害者自身の障害ではなく、障害者の活動や社会への参加を制限している社会的な環境や障壁のこと

しょうがいしゃさべつかいしょうほう がいよう しょうがいとくせい ごうりてきはいいりよ ていきよう かん
☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する
事例等を知りたい方はこちら

ないかくふ しょうがいしゃ さべつかいしょう む りかいそくしんぽーたると さいと
(内閣府)障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
ホームページ <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



へいせい ねん ねん しょうがいしゃさべつかいしょうほうしこう れいわ ねん ねん しょうがいしゃさべつかいしょうほうかいせい
※平成28年(2016年)障害者差別解消法施行 令和3年(2021年)障害者差別解消法改正

ふとう さべつてきとりあつか
不当な差別的取扱いとは

しょうがい りゆう さーびす ていきよう きょひ じょうけん
障害を理由にサービスの提供を拒否したり、条件をつけることです。

ごうりてきはいいよ ていきよう
合理的配慮の提供とは

しょうがい ひと はいりよ もと いし つた え とき かぎ
障害のある人から、配慮を求める意思を伝えられた時に、できる限りの範囲で対応することです。

たいおう むずか とき で き りゆう ていねい せつめい
※対応が難しい時は、出来ない理由を丁寧に説明してください。



ふとう さべつてき と あつか
不当な差別的取扱いになりやすい、または
ごうりてきはいいよ ていきよう じゃま ことば
合理的配慮の提供を邪魔する言葉があります。

ぜんれい
前例がない

ぜんれい う む たいわ すす さい さんこう
前例の有無は、対話を進める際のきっかけや参考にはなっても、
「だから、できない」という判断の根拠にはなりません。

とくべつあつか
特別扱いは
できない

しゃかいてきしょうへき じょきよ しょうがいしゃ せいかつ うえ せいげん
社会的障壁を除去することで、障害者が生活する上での制限を
無くすことが目的であり、障害者を特別扱いするものではありません。

なに
何かあったら
あぶ こま
危ない、困る

「もし」や「何か」という曖昧な想定は判断の根拠にはなりません。
どのようなリスクがあるのかを考え、そのリスクを低減するために
どのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

きそん るーる
既存のルール
(きそく)
(規則)では

ふる るーる ふとう さべつてきとりあつか げんいん
古いルールが不当な差別的取扱いの原因になっていたり、社会的
障壁になっている場合があります。既存のルールが正しいという
考え方ではなく、不適切なルールかもしれないという姿勢を持ち
ましょう。

とき まどぐち そうだん
こんな時は窓口にご相談ください。



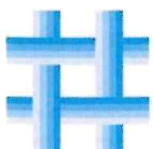
なっとく
納得のいかない扱いを受けた
どこかに相談したい

しょうがいとうじしゃ かた
障害当事者の方



きやくさま たいおう
お客様への対応は
どうするのが正しいのかな

みせ かいしゃ かた
お店や会社の方



といあわ さき かながわけんしょう しゃさべつそうだんまどぐち いたくさき こうえきしゃだんほうじん ふくし さーびすしんこうかい
問合せ先: 神奈川県 障がい者差別相談窓口(委託先: 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会)

TEL: 045-514-4772(土日祝を除く 9:30~12:00/13:00~16:00) FAX: 045-663-5080

メール: s-soudan@kanafuku.jp

ともに生きる社会
かながわ憲章

※ どうまどぐち しどうとう けんげん
当窓口には指導等の権限はございません。ご承知おきください。